

広島県選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和七年九月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の種類	施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
病 院	医療法人社団 聖愛会 ぎおん牛田病院	広島市安佐南区西原八丁目 2 9 番 2 4 号	令和 7 年 9 月 1 9 日